

議案第 115 号

岸宏子文学振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

岸宏子文学振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

岸宏子文学振興基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 地域の文学振興に資することを目的に、岸宏子氏から遺贈された財産をもって、岸宏子文学振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、次に掲げるものをもって積み立てる。

- (1) 遺贈された現金
- (2) 著作物に係る使用料
- (3) 基金の運用から生じる収益
- (4) 予算に定める額
- (5) その他特定収入

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第 1 条に定める基金の設置目的に要する経費の財源に充当するほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める基金の設置目的に従い必要と認めるときは、その全部又は一部を予算に編入し、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。